

確定申告が 始まります

◆問い合わせ
税務課市民税係（名寄庁舎2階）
☎01654③2111（内線3201～3203）

所得・消費税などの 確定申告

「確定申告書」は、自分で作成し、名寄税務署窓口を持参、または、郵送でお早めに提出ください。
また、便利なe・Taxをご利用ください。



確定申告指導・申告書の受付期間

- 所得税 2月16日(木)～3月15日(水)
- 贈与税 2月1日(水)～3月15日(水)
- 消費税等 3月31日(金)まで

申告会場・時間

名寄税務署 会議室(2階)
9時～17時(土・日・祝日を除く)
☎01654②2157

所得税の確定申告が必要な方



- ① 公的年金などの収入金額のほかに20万円を超える所得がある方、年金収入金額が400万円を超える方や事業所得、不動産所得などがあり、所得税の納税額がある方(公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金など以外の所得金額が20万円以下の場合)、確定申告が不要ですが、外国の法令に基づく公的年金等を受給している方は確定申告が必要です。また、確定申告が不要でも住民税の申告が必要な場合があります。
- ② 年末調整した給与以外の所得が20万円を超える方
- ③ 給与を2力所以上から受けている場合で、年末調整を受けなかった給与の収入金額と給与所得以外の合計金額が20万円を超える方
- ④ 源泉徴収された税金や予定納税した税金が納めすぎになっていて還付申告をする方
- ⑤ 雑損失や株式の損失など、翌年以降に繰り越すことができる損失がある方

住民税の申告

住民税の申告相談を開催します。申告が必要と思われる方には「案内がき」で相談日をご案内しますの、「案内はがき」と関係書類を持参してください。「案内はがき」が送付されなかった方でも申告の必要がある場合は来庁ください。

申告受付期間

2月16日(木)～3月15日(水)

申告場所

- 税務課市民税係(名寄庁舎2階)
- 地域住民課総務・税務係(風連庁舎1階)

※申告の受付は土・日・祝日を除く

※申告受付資料などの都合により、住所が「名寄市風連町」の方は風連庁舎で、それ以外の方は名寄庁舎での申告をお願いします。

マイナンバーの記載・確認が必要です

申告書に個人番号(マイナンバー)の記載と番号確認・身元確認が必要になります。

また、配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除(16歳未満の扶養含む)・専従者がある場合は、それぞれの方の個人番号の記載も必要です。



申告に必要なもの

- ① 案内はがき、印鑑
- ② 番号確認書類(マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー記載の住民票)、身元確認書類(運転免許証など顔写真入りのものは1点、健康保険証や年金手帳など顔写真のないものは2点)
※マイナンバーカードは身元確認できません。
- ③ 給与・年金などの源泉徴収票(原本)、報酬・料金等の支払調書
- ④ 営業所得等がある場合は収支計算書および仕入れ、売上、必要経費等の明細書(申告内容によっては税務署で申告していただく場合があります)
- ⑤ 生命保険、地震保険、平成18年以前契約の長期損害保険等の控除証明書
- ⑥ 医療費(薬代含む)等の領収書および生命保険や高額医療費などで補填された金額のわかるもの
- ⑦ 社会保険料(国民年金保険料等の控除証明書、各種健康保険料(税)・介護保険料等の領収書など)
- ⑧ 身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書、療育手帳、精神保健福祉手帳等
- ⑨ 国外に居住する親族の扶養控除等の書類(詳細は8ページ)
- ⑩ 所得税の還付申告の場合は振込先口座(本人名義)のわかるもの

確定申告が始まります

本人と扶養親族等の合計人数 (※1)	65歳以上の方 (昭和27年1月1日以前生まれ)		65歳未満の方 (昭和27年1月2日以降生まれ)	
	公的年金等の所得と他の所得の合計 (所得金額)	公的年金等の収入のみの場合 (収入金額)	公的年金等の所得と他の所得の合計 (所得金額)	公的年金等の収入のみの場合 (収入金額)
1人	28万円	148万円	28万円	98万円
2人	73万円	193万円	73万円	147万3,334円
3人	101万円	221万円	101万円	184万6,667円
4人	129万円	249万円	129万円	222万円

(※1) 本人と扶養親族等の合計人数は、扶養親族、控除対象配偶者、本人の合計人数です。合計人数が5人以上の場合は、お問い合わせください。

個人市・道民税の非課税限度額

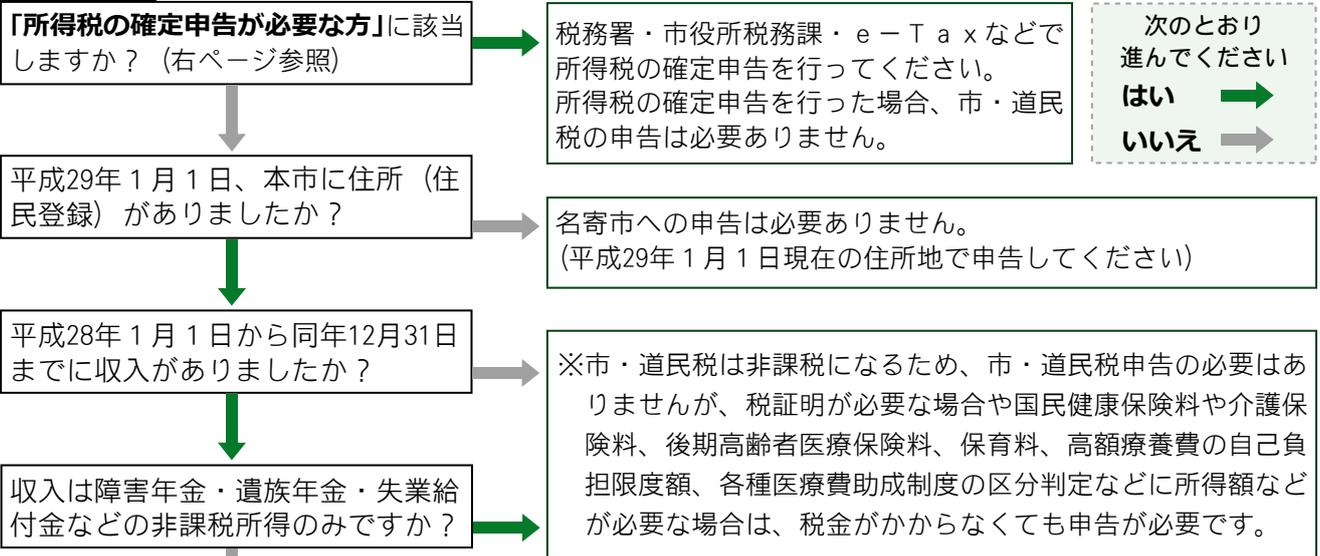
今回の申告により平成29年度住民税額が決定するのは、給与特別徴収の方(住民税を給与天引きされる方)が5月10日頃、それ以外の方(住民税を納付書払いもしくは口座振替、年金特徴で支払う方)は6月10日頃になります。

申告していない収入があればそれを加えて計算するため、申告時にお伝えした住民税額が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

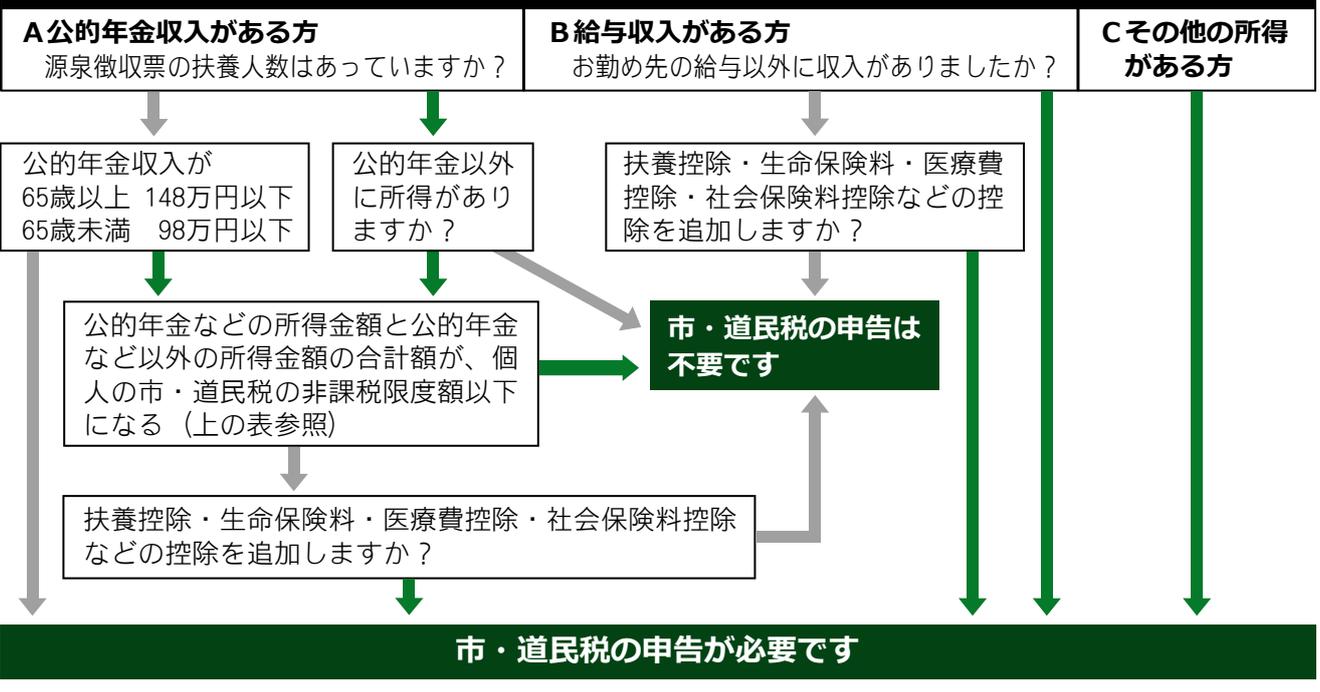
住民税の決定について

市・道民税の申告フローチャート

スタート!



どのような収入状況がありましたか? 次のA~Cからお選びください。



個人住民税の税制改正

平成29年度から適用される
主な変更点

■給与所得控除の見直し
(上限額の引き下げ)

給与所得控除の上限が適用される
給与収入が平成28年分から段階的
に引き下げになります。

	給与所得控除の 上限額	上限額が適用される 給与所得
平成25年分～ 平成27年分	245万円	1,500万円
平成28年分	230万円	1,200万円
平成29年分 以後	220万円	1,000万円

■国外に居住する親族の
扶養控除等書類の添付

国外居住親族の扶養控除・配偶者
控除・配偶者特別控除・障害者控
除(16歳未満の扶養親族含む)の適
用を受ける方は、親族関係書類と
送金関係書類の添付または提示が
必要です。

①親族関係書類：国外居住親族と親
族であることを証明するもの

- ・ 国外居住親族が日本人の場合
↓ 戸籍の附票の写し、国または
地方公共団体が発行した書類と
国外居住親族の旅券(パスポー
ト)の写し
- ・ 国外居住親族が外国人の場合
↓ 外国政府または外国の地方公
共団体が発行した書類(国外居
住親族の氏名・生年月日・住所ま
たは居所の記載があるものに限る)

②送金関係書類：国外居住親族の生
活費または教育費のために支払い
をしたことを明らかにするもの

- ・ 金融機関の書類で国外居住親族
に支払いをしたことが分かる書
類(送金依頼書など)
- ・ クレジットカード発行会社の書
類で国外居住親族がそのカード
で商品等を購入したこと、商品
の代金に相当する額を受領した
ことが分かる書類(クレジットカード
カード利用明細書など)

※外国語で作成されている場合には
翻訳文が必要です。
※1つの書類だけで証明できない場
合は、複数の書類により証明する
必要があります。

■金融所得課税の一体化

公社債等は利子・譲渡・償還によっ
て課税の仕組みが異なっていました
が、株式等の課税方式と同一化する
こととなります。また、特定公社債
等の損益通算範囲が拡大され3年間
繰越控除ができるようになります。

所得税・住民税の控除

対象者は認定書または確認書を
持参のうえ申告を

次の対象者またはその対象者を扶
養している方は、所得税・住民税の
控除として一定金額を所得から差し
引くことができます。

■障害者控除対象者認定書

次に該当する方に発行します。
① 65歳以上で要介護認定を受けてい
る方

② 65歳以上で、6カ月以上寝たきり
で食事、排せつなどの日常生活に
支障がある方

■おむつ使用確認書
(医療費控除対象)



要介護認定を受け、次の3つの条
件全てに該当する場合で、おむつ使
用の必要性が確認される方に発行し
ます。

申請時には、前年のおむつ使用証
明書の写し、または、おむつ代の医
療費控除を受けるのが2年目以降で
あることが確認できる書類の写しが
必要になります。

①おむつ代の医療費控除を受けるの
が2年目以降の方

②おむつを使用した当該年に作成し
た主治医意見書がある方

③主治医意見書の内容で「寝たきり
の状態であること」および「尿失禁
の可能性があること」の2点が確
認できる方

■申請窓口

高齢介護課(名寄庁舎2階)
地域住民課(風連庁舎1階)

■問い合わせ

高齢介護課(名寄庁舎2階)
01654③2111
(内線3234③236)

国民健康保険のお知らせ

医療費控除の前に
高額療養費の支給手続きを

確定申告で医療費控除を受ける場
合、1月から12月までの支払い分が
申告対象です。

12月診療分の高額療養費の支給手
続きは、2月下旬にご案内する予定
です。医療費控除で領収書を使用す
る際は、払い戻しの手続きが済んで
から確定申告をお願いします。

なお、ご案内が遅れる場合があります。
支給対象で案内が来ない場合
は、確定申告前にお問い合わせくだ
さい。

■問い合わせ

市民課国保高齢医療係
(名寄庁舎1階)

01654③2111
(内線3118)